

令和 6 年度
事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・人口減少が急速に進展する中、世帯規模は縮小傾向にあり、高齢者層を中心として単独世帯数の増加やひとり親と子どもからなる世帯等が増加しています。

家族が担うことができる支え合いの機能も、弱体化していく事は避けられないと思われます。

このような中、地域では住民同士のつながりの希薄化が危惧されるとともに、住民が抱える多様で複合的な地域生活課題が増えていくと考えられます。

社会福祉協議会は、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会の実現」に向けて、将来を見据えた地域福祉の推進を進めて参ります。

2. 重点項目

- (1) 地域の中で住民がつながっていく事の重要性を広く住民に訴え、共感を得られる活動展開を行っていきます。
- (2) 超高齢社会を踏まえて、高齢者が地域において自立した生活が送れるよう、在宅サービスの活動を発展させていきます。
- (3) 複雑化・複合化した住民の悩みや課題に寄り添えるよう、職員の資質向上に取り組みます。
- (4) 多様化した地域生活課題の支援のために、新たな地域づくり事業の開発ができるよう、自主財源の確保に努めます。
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、重層的支援体制整備事業に向けた準備を行っていきます。

事業福祉課 事業総務担当

1. 法人運営事業 (計画P18)

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、各部門間の調整や横断的に増える事業等、全体的な管理や総合かつ計画的な事業執行を行うための組織管理（マネジメント）力の整備に努めます。

また、民間財源確保の取り組みでは財源の必要性を根気強く住民に訴え、共感を得られるよう努力を行います。

さらに社会、経済状況の変化に伴う課題に対応できる相談支援を行います。

(1) 財務規律の強化と適正かつ公正な支出管理

- 地域における公益的な取り組みへの参画を検討します。
- 限られた財源の有効活用に努めます。

(集中化・重点化・効率化)

- コスト意識の徹底と経費削減に努めます。

(2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営

- 住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費財源の確保に努めます。
- 介護事業をはじめ事業活動の質を高め、多くの方から求められるような事業運営に努め、事業収入等の拡充とともに収支管理について職員理解を徹底します。
- 事務の簡素化・ペーパーレス化・見える化を進めるため、情報共有システムの活用を促進します。

(3) 民間福祉事業活性化による財源確保の促進

- 赤い羽根共同募金運動の更なる推進を図るため、地域福祉活動の活性化とともに、共感を得られる活動展開に繋いでいきます。
- 福祉会員制度は市民に地域福祉の推進や社協事業への参加の意思表示としても受けとめられることでもあるため、積極的な福祉情報の発信や丁寧な説明とともに、社協事業への参加促進を図り、取り組みを通じて、住民相互の助け合いの意識を高め、更なる会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
- 新たな寄付活動の周知を図ります。また、かすがフリーマーケット in 社協の取り組みを通じ、自主財源の増加に努めます。

(4) 組織・職員スキルの向上

- 適切な人員配置、評価、処遇、育成からなる人事管理育成制度の一体的な取り組みに努めます。
- 人事評価制度の検証を行い、実施内容の改善を図り効果的な制度運営に繋いでいきます。
- 適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整えていきます。
- 地域共生社会の推進に伴う新たな様々な取り組みと共に、住民の支援ニーズに対応できるよう、業務体制の強化整備を図ります。

- ・持続的業務遂行に支障をきたさないよう計画的な職員採用に取り組みます。
- ・文書事務の適正化と統一化を図ります。

(5) 関係機関との連携強化

- ・行政関係機関や福祉関連団体との連携を深め、その他の団体や法人との関係づくりと連携を図り、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めます。
- ・行政との良好で強固なパートナーシップ構築のもと、共通認識をもった中長期的な春日市の福祉施策に取り組みます。

2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実 (計画 P22)

- (1) 多くの市民や福祉団体が、安全に利用できる福祉センターとして、適切な維持管理に努め、市民福祉活動の拠点としての機能を高めます。
- (2) 新たな拠点づくりに向けて
市の「春日新50年プラン」における市民活動交流拠点の整備計画に参画します。関係機関や各種団体と連携し、地域共生社会の実現に向け、魅力的な複合施設づくりを目指します。

3. 生活福祉資金貸付事業 (計画P42)

- (1) 相談支援体制の強化
相談対応可能な職員を複数配置し、迅速で適切な手続き支援

を行います。

(2) 他部署・他機関との連携

複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮者自立相談支援担当や部署・他機関との連携を図り、世帯の生活安定と自立に向けた支援を行っていきます。

(3) コロナ特例貸付に関する相談支援

コロナ特例貸付利用者に対するフォローアップを実施し、顕在化してきた課題に対し、丁寧な相談支援に努めます。

4. 子育て地域推進事業 (計画 P34)

子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

5. 高齢者生きがいづくり事業 (計画P38)

「はつらつ会」

65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

6. 広報・啓発活動の充実 (計画P18)

(1) 広報紙配布の拡充

本会事業や福祉の情報発信として、広報紙を更に多くの住民、各世代に届けていくため、一部ポスティングによる

全戸配布を行い広く住民に福祉情報を届けます。

(2) 調査・研究

既存の方法だけでなく新たな対象、新たな方法での広報啓発活動について調査・研究をすすめます。

(3) ホームページ等による情報発信

- ・各講座や募集等の情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報の発信方法と体制を整備します。
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した情報発信として公式 LINE の立ち上げ準備を行い、情報発信力の向上に努めます。

7. 住民が活用できる福祉機器等の整備 (計画P34)

- ・福祉団体や自治会等が地域福祉活動や研修等に利用できる社協バスの運行を行います。安定的・継続的なバス運行を目指し、福祉会員制度のさらなる周知に努めます。
- ・福祉機器（車いす、介護用ベッド）や乳幼児用チャイルドシートを必要な方に一時的な貸出しを行います。また、福祉教育で必要な福祉機器等の貸出しも行います。

8. 生活困窮者自立相談支援事業

(くらしサポートよりそい) (計画P32、P42)

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落し、各種支援制度は終了しました。

しかしながら、今もなお困窮状況にある世帯の相談に対し、訪問や同行、アウトリーチを積極的に行い、当事者と一緒に考え、よりそいながら困窮状態から自立できるよう「伴走型支援」を推進します。

また、生活困窮者であっても住み慣れた地域で安心して生活できるような地域共生社会の実現に向けて、社協が実施する生活困窮者自立相談支援事業ならではの、地域福祉活動を基にした様々な支援団体や多機関とのネットワークの構築を図り、相談者が地域とのつながりや関係を築く方法について模索していきます。

(1) 切れ目のない相談対応

- ・生活困窮者自立相談支援窓口の相談者に対し、フォローアップの連絡等を随時行い、支援が必要な状況の方には積極的な支援を行います。
- ・生活福祉資金事業との連携を図り、コロナ特例貸付等支援制度終了後もなお生活が困難となっている方に、相談とアウトリーチを含む支援を行います。
- ・生活困窮の要因である経済的困窮から脱却を図るべく、新たな就労支援を先進地視察・研修を通して検討し、既存の就労支援制度と併せて相談者が自立を図れる環境を構築します。

(2) 気軽に相談できる窓口

- ・あらゆる世代に対応できるよう、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を運用するなど、相談者が「自立相談支援窓口」にアプローチしやすい体制を整えます。

また、SNSを活用した相談のリスクマネジメントは、すでに運用している機関・団体からの情報収集を行い、SNSでの相談における適正な範囲を引き続き検討します。

(3) 関係機関等との連携強化

- ・生活困窮の要因が複合的に重なり、既存の制度に当てはめることが難しい困難事例への対応として、直接関係する支援機関の他、地域福祉関係団体や民間支援組織などとも幅広く連携を図り、協働して支援を進めていきます。

(4) 相談員の資質向上

- ・相談者の生活困窮に至る様々な要因や背景を理解するために、当事者団体や支援機関が行う研修・講演会に積極的に参加し相談員のスキルアップに努めます。

また、その過程でつながる人的ネットワークを活かし、相談者に対し適切な相談援助を行えるように努めます。

事業福祉課 老人福祉センター担当

1. 老人福祉センター「ナギの木苑」運営（計画P38）

公の施設を管理する指定管理者として、常に公正・公平で市民・利用者の立場にたち、「利用しやすい」「利用したくなる」施設を目指すとともに、高齢者の憩いの場としてだけではなく、介護予防に関する事業の取り組みを推進します。

- (1) 高齢者の介護予防及び健康増進と教養の向上を図る事業の充実に努めます。
- (2) 利用者数をコロナ過前に戻すことを目標に、「ナギの木苑」の認知度をあげるための啓発物の発行や、各団体の例会等に訪問するなど、活動内容を正しく認識してもらうための啓発活動に努めます。
- (3) 利用者が快適に過ごせる環境を配慮したうえで、効率的な施設運営や経費削減の取り組みを行います。（原材料や燃料費等の高騰等による経費削減の取り組み）
- (4) 衛生管理や保守業務等を的確に行い、利用者が安全・安心に利用できる施設環境の提供に努めます。
- (5) 利用者からのご意見やご要望、利用者アンケートで頂くご意見を受け止め、すぐに改善できることは改善するなど、PDCAマネジメント・サイクルにより継続的な業務改善を図ります。
- (6) 個人情報に関する規程等を遵守し、個人情報を適切に管理し取り扱います。

事業福祉課 ホームヘルパーステーション担当

1. ホームヘルプサービス

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、自分らしく自立した日常生活が維持継続できるように、介護・福祉の専門職として、質の高い自立支援を目指したサービス提供に努めます。

- (1) 利用者の生活習慣や価値観を尊重した訪問介護計画書（訪問事業計画書）を作成し、自立支援を目指した訪問介護サービスを提供します。
- (2) 社協ならではのネットワーク力を活かし、地域の関係機関とも連携を取り合いながら訪問介護サービスを提供します。
- (3) 報酬、制度改定に対応した収支管理を行い、効率的・適正な事業所運営に取り組みます。
- (4) 災害発生時であっても、途切れなく介護サービスを提供されるよう、事業所における業務継続計画（BCP）に基づき、平常時から安全予防対策に努めます。
- (5) ホームヘルパーの知識と技術の向上を図るため、外部研修・内部研修を取り組むとともに、仕事上の悩みを抱え込まないよう気軽に相談できる体制を整えます。

福祉推進課 地域福祉・ボランティアセンター担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

（計画P18、P22、P27、P32、P34、P38、P47、P49、P50）

「みんなで支えあい、誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」のため、地域住民が主体となり様々な福祉活動に取り組んでいます。その取り組みを支援できるよう、中学校区ごとに地域福祉担当職員を配置し、地区内の情報や課題の把握を行い、関係機関との連携を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みでは、小地域福祉活動などの身近な生活圏域を基盤とした福祉活動がますます重要になるため、訪問活動やサロン活動等の様々な活動による地域住民のつながりづくりについての意識を高め、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

さらに、社会と共に変化する福祉課題や生活課題の把握を行いながら、住民とともに課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

- (1) 地域福祉エリア(中学校校区)ごとの各地区活動への支援
 - ・地域ニーズに即した地域支援の展開
 - ・住民に寄り添った活動の推進
 - ・関係機関と連携した支援の展開

(2) 福祉情報の提供

- 各地区定例会、研修会等での情報提供
- 広報紙やホームページ等での情報提供

(3) 相談支援力の向上

- アウトリーチによる福祉課題や生活課題の把握
- 「複合的課題」「世帯丸ごと」受け止める対応力の構築強化
- 多職種との連携・協働

(4) 研修事業の充実

- 地域福祉活動者向けの研修会の実施
- 認知症サポーター養成講座の推進

(5) 活動助成金の交付

- 地域福祉活動推進支援助成金の交付

(6) 自治会（公民館）の福祉活動への支援

- ふれあい・いきいきサロンへの支援
- コミュニティカフェへの支援
- 子育てサロンへの支援
- 訪問活動などその他の地域福祉活動への支援

(7) 地域にある社会資源の把握と整理

2. 安心生活創造事業（計画P18、P22、P27、P32、P34、P47、P49）

住民主体で取り組む見守り活動を拡充し「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、より多くの住民がつながり、お互いに支え合う生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) ご近所のつながり活動

ご近所のつながり活動における支援ネットワークづくりの推進のため、各自治会における要援護者等に対する近隣住民による日常の見守りと生活支援の仕組みづくりを推進し、社会的な孤立を防ぎます。また、活動の中からみられる生活課題の解決のために、住民が主体的に行動する意義の醸成に取り組んでいきます。

- 地域の特性に応じた「ご近所のつながり活動」継続のための支援
- 地域住民の生活課題の把握
- 組長会等での幅広い世代への啓発活動
- 災害時に助け合う仕組みづくりの構築に向けた支援
- 自治会、民生委員児童委員、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、関係機関等との連携
- 地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金の交付

(2) みまもりホットライン

（協力企業等からの相談窓口電話の設置）

新聞・郵便配達時や電気・水道・ガスの検針等の日常業務において、住民の異変を察知した場合の相談や通報等に対応するとともに、企業や関係機関との連携を図り、さらに重層的な見守りのネットワークを構築します。

- 協力企業との連携強化
- 職員の相談対応体制の充実

3. 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

（計画 P18、P22、P27、P32、P34）

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向け、高齢者等が抱える、地域のさまざまな生活課題を解決するための仕組みを地域住民とともに考えていきます。また、地域ニーズに密着した持続的な取り組みを開発していくため、地域住民、他機関、他分野との連携・協働しながら新たな社会資源の開発を行います。

（1）協議体開催の取り組み

- 各校区福祉委員長等と連携しながら協議体の場を設定し、地域課題の共有や、それに対応した取り組みの検討ができるような働きかけを行います。
- 自治会役員研修会や福祉委員会で情報提供を行います。

（2）個別ニーズ、地域ニーズの把握

- 自立支援型地域ケア会議に参加し、個別のケース検討を通して地域のニーズや不足する社会資源について考えます。
- 地域ニーズに密着した持続的な取り組みを開発していくため、必要時に地区座談会を実施し、地域住民と共に意見や情報の交換を行います。

（3）地域資源の把握と見える化

- 春日市と連携し「介護予防・生活支援ガイドブック」を発行し、地域資源を可視化します。
- 地域の中で自然と営まれている互助の取り組みを把握します。

（4）関係機関とのネットワーク

- 新たな社会資源の開発や、情報交換会等を通して社会福祉法人と連携を深め、地域における公益的な取り組みの推進
- 企業間ネットワーク“はるひのわ”とともに、地域ニーズに対応した取り組みを検討・実施を行います。

（5）生活支援の担い手の養成やサービス開発

- 様々な媒体を活用し、地域にある取り組みや社会資源について発信をしていくことで、企業等を含む地域住民が関心を持てるような働きかけを行い、新たな担い手の発掘につなげていきます。

（6）目指していく地域像、方針の共有

- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みが重なり合い、有機的につながることの必要性を協議体や座談会、講座等の機会に伝えていきます。

4. 関係機関との連携強化（計画 P18、P42、P49）

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、民生委員児童委員・主任児童委員、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設、企業、など様々な分野の機関と連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

5. 市民の福祉意識の啓発 (計画 P18、P22、P27、P32、P38)

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

- ・市民福祉講座の開催
- ・広報紙、ホームページ等をはじめ、あらゆる手段を用いて、幅広い層への情報発信の検討、工夫を行います。

6. 在宅介護者支援事業 (計画 P34)

在宅介護の中でも気分転換できるきっかけづくりの場の提供や、ともに学び・語り・共感することができる場づくりを行うなど在宅介護者への支援に繋いでいきます。

- ・幅広い世代を対象にした講座や交流会を実施
- ・多様な介護者へ参加を促す目的として、広報紙・ホームページ等で情報発信を行います。
- ・参加者のアンケート結果に基づいた、必要とされている情報を把握し事業内容へ繋がります。

7. 子育て地域推進事業 (計画 P34)

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・社協春っ子ひろば (年1回開催)
- ・子育て支援者研修 (年1回開催)

8. 地域交流事業 (障がい者福祉啓発) (計画 P47、P50)

障がいのある方とない方が集える地域交流の場や啓発支援を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民としてのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

- ・障がい事業所等とのつながりを深めます。
- ・近隣の学校との連携を図ります。
- ・ふれあいポッチャ (年1

回開催)

9. 福祉団体等との連携・支援体制 (計画 P18)

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換ができる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を目指します。

- ・福祉団体等連絡協議会定例会開催 (2ヶ月に1回)
- ・福祉団体の実施事業への協力支援
- ・福祉団体への助成金交付

10. 災害時の福祉支援体制づくり (計画 P47)

災害時における体制整備を図っていくため「ご近所のつながり活動」などと連携を活かすとともに、行政、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

- ご近所のつながり活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- 筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行
- 市、総合防災訓練への参画

1 1. ボランティアセンター事業

(計画P18、P27、P40、P50)

(1) ボランティア活動相談・調整の充実

多様なボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへボランティア活動の啓発・推進を通して人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。

また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、ボランティア活動に結び付くような支援に努めます。また、ジャンルにとらわれず誰もが立ち寄りやすいよろず相談の窓口や初めに相談できる窓口機能として、市民の声をとりこぼさず共感し、必要な支援があればつなぎ役として役目を果たします。

- 活動者と活動先との適切な支援先につなげる調整

(コーディネート力の向上)

- 既存の活動団体の最新の情報把握と調整
- 多様なニーズに対応するボランティア活動の調整
- 災害支援等におけるボランティア活動情報の把握と調整
- つながりをつぶさない相談・調整の実施

(2) ボランティア活動の支援

ボランティアは誰もが気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加する「きっかけ」が見つからず、活動につながらないことがあります。そのため、多くの情報をあらゆる世代に届くように努め、参加や継続がしやすくなるような工夫と環境整備に取り組んでいきます。

- ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握と提供
- 他機関のボランティアセンターとの連携や協働の構築
- 地域のボランティア活動状況の把握とつながりの構築
- 福祉ボランティア連絡協議会の活動支援と入会促進
- ボランティア交流会の運営方法（実行委員会等）の検討と内容の充実

(3) ボランティアの育成促進

様々なボランティア活動が体験できる講座を実施します。体験を通して活動に必要な知識や技術を学び、継続して活動が行えるように支援します。

- 点字ボランティア講座

- ・災害ボランティア講座
- ・ボランティアリーダー研修
- ・運転ボランティア講座
- ・ガイドボランティア講座
- ・企業等に対するボランティア活動等の啓発

(4) 広報・啓発の強化

ボランティア活動の活性化につながる、情報発信の強化に努めます。

- ・広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の内容の充実
- ・ホームページ、SNS等を利用した情報発信
- ・学校・企業等へボランティア情報の周知・啓発

1.2. 福祉教育（学習）への支援（計画P18、P40、P50）

学齢期の児童・生徒に福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

- ・キャップハンディ等の体験学習の支援
- ・当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- ・福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）
- ・福祉教育読本の配布
- ・小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進
- ・学生ボランティアの活動体験

1.3. 住民参加型在宅福祉サービス（計画P18、P27、P34、P40）

(1) 移送サービスの充実

公共交通機関等では外出が困難な利用者（会員）に対し、住民同士がお互い助け合う仕組みの一つとして構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように努めます。

- ・運転ボランティア講座の開催
- ・活動参加者（協力会員）増加への活動周知
- ・法人等へ社会貢献活動としての啓発
- ・安心安全な活動（運行）への取り組み

(2) おたすけサービスの充実

居宅での日常生活に支障があるが、既存の制度では対応できない方の問題を地域生活課題として受け止め、既存のサービスの隙間の支援をする住民相互の助け合い活動の仕組みを強化していきます。住民サポーターによる活動を通し、自立した生活が続けられるよう生活の支援に努めます。

- ・サポーター養成講座の開催
- ・関係機関との連携強化
- ・サポーターのフォローアップ研修（ワークショップ）実施

(3) 生活支援グループの活動支援・開発

地域にある生活課題の把握に努め、新たに必要となるサービスがあれば検討、開拓し、柔軟に対応していきます。

地域住民による生活課題の把握に基づいた、住民同士で助け合える生活支援組織の開発や、自治会などと協働し、研修会などの開催に努めます。

1 4. まごころ訪問事業（市、受託事業）

（計画 P34、P38）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、同じ地域に住むボランティアがサポーターとして支援することで、可能な限り要介護になることを予防し、自立生活能力の維持又は改善につながる支援を行います。

- ・まごころサポーターフォローアップ研修
- ・関係機関との連携強化

福祉推進課 総合相談・在宅支援担当

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、「断らない」という総合相談支援を念頭に、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援に努めます。

1. 福祉あんしんセンター（計画 P32、P36、P49）

高齢や障がいなどにより、適切な判断を行うことが困難な方が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、権利擁護、意思決定支援の視点を持ち福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理等を行います。さらに判断能力が低下した場合には、権利擁

護総合相談事業等と連携し、成年後見制度など適切な制度へ円滑に移行できるよう取り組みます。

（1）福祉あんしんサービスの充実

- ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化を図るため定期開催含め、随時協議を実施（行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター他、各種専門機関等との連携）
- ・個人情報の問題に配慮しながら社協の事業との連携強化を図り総合的な生活支援サービスとして内容充実化を推進
- ・支援の過程、会議等において専門職や関係機関へ事業内容や権利擁護の必要性を周知し、支援が必要な方に適切にサービス利用が繋がるように努めます。
- ・各種研修に積極的に参加し、得た学びを支援に活かします。
- ・在宅型福祉施設利用者を対象者に拡大
- ・成年後見制度への移行や成年後見人への円滑な引継ぎ

（2）法人成年後見事業の更なる充実

- ・運営審議会で認められた方の受任を行い、法人後見受任者に対し、あんしんサービスからの継続した支援を活かし、その人らしい生活が送れるように努めます。

（3）運営審議会の充実

- ・事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図ります。

2. 権利擁護総合相談運営事業

(計画 P32、P36、P49、P91、P92、P93、P94)

成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、福祉・介護・医療の専門家や法律の専門家と連携しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

- ・春日市権利擁護地域連携ネットワーク協議会の定期開催
- ・福祉、介護、医療、法律の連携の強化
- ・後見等開始申立て支援及び受任調整支援

(2) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の相談受付と対応
- ・市民対象に成年後見制度の広報、啓発
- ・ケアマネジャー等支援者内の会議や研修に参加し、成年後見制度の広報、啓発に努めます。
- ・「あんしんサービス」と連携により成年後見制度への円滑な移行を行います。
- ・後見人等へ受任時担当者会議の開催支援・相談支援の実施
- ・成年後見制度利用促進のための情報収集及び権利擁護に関する社会資源の情報収集に取り組みます。

3. 相談事業機能の充実 (計画 P32、P49)

多種多様な生活課題を抱える人たちの、問題解決への糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境整備を行います。
- ・行政書士、司法書士の協力を得て専門的な相談体制の充実を図ります。
- ・幅広い年代や時代の流れに沿った多様な相談内容に対応できるよう相談連絡協議会で法律家との情報共有と相談活動の学習を実施します。

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談員の資格や専門性をアピールし事業周知を強化し新規利用者を増やします。
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換を行い、事業の再検を図ります。

4. 配食サービス事業（市、受託事業）

(1) 的確な安否確認

利用者の的確な情報を絶えず留意するため、配達時から得られる生活状況や健康状態等を把握するとともに、本人の最新の情報を得る為の個別訪問を行います。

また行政、地域包括支援センターをはじめ、関係機関等との連携連絡を密に行い、重要な福祉の見守りサービスとして可能な限り在宅での生活が送れるよう食事面を通じてサポートし、離れている家族が安心できるように安否

確認を徹底します。

(2) 関係機関との連携強化

利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、必要に応じた協議を行い、支援ネットワーク機能としての役割を果たしていきます。

- 社協の他部署との個別ケースの情報共有
- 関係機関とのケース会議（必要時）

(3) 健康保持と安心安全な食事の提供

- 調理業者の変更に伴い、安心安全な食事の提供が継続的に図られるよう協議や調整を密に行います。また利用者からの食に対するニーズに応えられるように、定期的に利用者アンケート等を行い、調理業者へ要望しながら食事の質の向上に努めます。
- 安心して食の提供ができるよう調理場等の現地視察を行い衛生管理の徹底化に努めます。
- 個別訪問により、現状に応じた配達方法の見直しや、配食に対する意見収集を行い事業向上に繋がります。
- 配達時の利用者の異変等に対する的確な対応・判断ができるように、連絡手順の確認や救急対処・認知症対応等の学習や理解を深めるとともに、安全運転や交通規制等の講習を行い、職員資質の向上に努めます。
- 感染症対策を徹底し、状況に応じた配達時の対応に努め、家

族や関係機関との連携を図ります。

(4) 地域づくりへの取組み

- 配達職員や配食担当者による、利用者や家族、関係機関との信頼関係のもと、利用者が抱える生活課題の把握ができるよう努めます。
- 個の課題から地域の課題へと繋げることで地域担当との連携を図り、孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。
- 事業を通して、地域のつながり活動等との連携を図ります。